

北海道選挙管理委員会告示第13号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、北海道知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、次のとおり決定した。

令和5年3月23日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚 正寛

選挙名	区分	基幹放送事業者	回数
北海道知事選挙	テレビ	札幌テレビ放送株式会社（STV）	1回
		北海道テレビ放送株式会社（HTB）	1回
		北海道文化放送株式会社（uhb）	1回
	ラジオ	株式会社STVラジオ（STVラジオ）	1回